

その2 滞留貸付金に関する管理事務執行状況について

目 次

第1 外部監査の概要	2-1
1. 外部監査の種類	2-1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	2-1
(1) 外部監査の対象	2-1
(2) 外部監査対象期間	2-1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	2-1
4. 外部監査の対象とした機関	2-1
5. 外部監査の方法	2-2
(1) 監査の要点	2-2
(2) 実施した主な監査手続	2-2
6. 外部監査の実施期間	2-2
7. 外部監査人補助者の資格と人数	2-3
8. 利害関係	2-3
第2 外部監査対象の概要	2-4
1. 貸付金の概況	2-4
(1) 地方公共団体で実施する貸付事業の意義	2-4
(2) 延滞金額のあった貸付事業	2-5
2. 監査の対象とした貸付事業	2-7
3. 貸付金管理の要点	2-7
(1) 一般論としての貸付金管理の要点	2-7
(2) 地方自治法上の債権としての貸付金管理の要点	2-8
第3 監査の結果	2-11
1. 農水商工部における個別詳細検討結果	2-11
(1) 農業改良資金	2-11
(2) 沿岸漁業改善資金	2-20
(3) 設備近代化資金貸付金	2-25
(4) 中小企業高度化資金貸付金	2-34
(5) その他、農水商工部に共通する意見	2-42

2 . 健康福祉部における個別詳細検討結果	2-43
(1) 高齢者住宅整備資金貸付金	2-43
(2) 障害者住宅整備資金貸付金	2-49
(3) 母子及び寡婦福祉資金貸付金	2-54
(4) その他、健康福祉部に共通する意見	2-63

- ・ 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・ 文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものである。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

延滞貸付金に関する管理事務執行状況について

(2) 外部監査対象期間

平成15年度（但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成16年度予算額も参考とする。）

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

三重県においては、様々な目的の貸付を行っている。貸付が目的を果たし、かつ、順調に回収されればなんら問題はないが、実際には延滞貸付金が存在する。金融機関の延滞債権であれば、経済合理性にもとづき処理を進めることができるが、公共部門での延滞貸付金は弱者救済・経済活性化の観点から、整理回収の促進の観点のみでは済まされない問題である。しかも、貸付金の回収の成果は歳入になるので、貸付金の回収結果が財政に与える影響は大きい。

このような実情から判断して延滞貸付金の管理が所定の手続を経て適正に執行されているかどうかを検討する必要があると認めた。

4. 外部監査の対象とした機関

外部監査の対象とした機関は以下の通りである。

生活部・健康福祉部・環境森林部・農水商工部・教育委員会

5 . 外部監査の方法

(1) 監査の要点

延滞先の状況把握は適切になされているか。

延滞債権の管理に関して要綱等が適切に整備されているか。

延滞債権に対して法令・要綱に従い適時適切な対応がなされているか。

延滞債権を発生させる要因として当初の貸付審査や融資後の対応に問題はなかったか。

(2) 実施した主な監査手続

各貸付金の入・出金の管理状況の検証。

- 各貸付金の入・出金の記録が、三重県の決算書と一致していることを検証した。
- 各貸付金の前年度からの繰越残高・当年度貸付額・当年度回収額・当年度不納欠損処理額・当年度繰越残高の集計が適切になされていることを検証した。

その他、(1)に列挙した監査要点の立証のために適宜関係書類の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した。

繰越額のうち延滞金額が平成15年度において合計10,000千円以上の貸付事業について主に以下の資料を入手し閲覧を実施した。

- 実施要綱
- 施行規則
- 延滞先の融資決裁関係資料
- 延滞先の回収記録資料
- 延滞先の訪問記録
- 延滞先の県における協議記録

6 . 外部監査の実施期間

平成16年7月9日から平成17年1月31日まで

7. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	7名
会計士補	1名
弁護士	1名

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. 貸付金の概況

(1) 地方公共団体で実施する貸付事業の意義

地方公共団体における貸付事業は、第1に財政的政策の一環といえる。その対価を要求しない補助金と異なり、将来償還を予定している貸付金はより政策的にかつ広範囲に実施しうる。

第2に公益事業を促進する事業である。地方公共団体としての県の使命はその地域経済の基礎を成す産業の振興を図り、県民の雇用を維持しその経済状態の維持と向上を実現すること、そしてその構成主体である諸個人の困窮状態を克服しその福祉を向上させることである。

三重県における貸付事業もこのような意義に沿って主に以下の政策目的に基づき展開されている。

農林水産業を支える生産・経営基盤の充実、次世代を支える担い手の確保など新規参入や規模拡大を促し、農林水産業の発展を目的とする貸付。

信用力・資金調達力が弱い中小企業者に対し適時に必要資金を貸し付けることにより中小企業の経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化や雇用創出を支える主体として活発な企業活動の達成を目的とする貸付。

低所得世帯や高齢者・障害者世帯などを対象とし、県民の生活向上を目的とする貸付。

公社や公的サービス色の強い事業を展開する事業者に対する貸付を実施し、公共の利益の円滑な確保を目的とする貸付。

(2) 延滞金額のあった貸付事業

三重県で平成15年度に実施または残高のあった貸付事業のうち延滞金額のあったものは図表1の通りであった。

【図表1】延滞金額のあった貸付事業一覧表

(単位：千円)

生活部

貸付事業名	平成14年度繰越	貸出	回収	不納欠損	平成15年度繰越(延滞含む)	うち延滞金額	延滞比率
同和対策職業訓練貸付金	10,667	—	—	—	10,667	3,471	32.5%

☆

健康福祉部

貸付事業名	平成14年度繰越	貸出	回収	不納欠損	平成15年度繰越(延滞含む)	うち延滞金額	延滞比率
介護福祉等修学資金貸付金	83,881	6,480	5,891	—	84,470	650	0.8%
看護職員修学資金貸付金	475,712	40,392	17,975	—	498,129	9,126	1.8%
高齢者住宅整備資金貸付金	75,347	—	15,484	1,469	58,393	43,441	74.4%
障害者住宅整備資金貸付金	35,787	—	6,872	—	28,914	23,634	81.7%
母子及び募婦福祉資金貸付金	1,732,130	240,213	176,873	—	1,795,470	298,818	16.6%

☆

☆

環境森林部

貸付事業名	平成14年度繰越	貸出	回収	不納欠損	平成15年度繰越(延滞含む)	うち延滞金額	延滞比率
林業改善資金	57,549	95,299	18,515	—	134,333	482	0.4%

農水商工部

貸付事業名	平成14年度繰越	貸出	回収	不納欠損	平成15年度繰越(延滞含む)	うち延滞金額	延滞比率	
農業改良資金	1,670,833	67,160	354,587	—	1,383,405	40,855	3.0%	
沿岸漁業改善資金	514,344	137,800	123,045	—	529,099	12,886	2.4%	
設備近代化資金貸付金	724,940	—	308,943	20,045	395,952	183,917	46.4%	☆
中小企業高度化資金貸付金	24,448,032	65,795	4,071,531	260	20,442,036	2,785,560	13.6%	
産業動物獣医師確保特別修学資金貸付金	1,200	—	—	—	1,200	1,200	100.0%	☆

教育委員会

貸付事業名	平成14年度繰越	貸出	回収	不納欠損	平成15年度繰越(延滞含む)	うち延滞金額	延滞比率	
三重県大学等進学資金貸付金	62,848	—	6,629	—	56,218	1,104	2.0%	☆
三重県高等学校等進学奨励金	6,456,786	215,545	916	456,086	6,215,328	189	0.0%	☆
三重県高等学校等修学奨学金	103,776	181,601	1,940	—	283,436	377	0.1%	
三重県高等学校定時制過程および通信制過程修学奨励金	13,486	8,976	216	8,476	13,770	126	0.9%	

注1) 延滞債権(延滞金額)とは、返済期日を経過したにもかかわらず、返済されていない債権であり、地方公共団体においては普通地方公共団体の歳入で納期限までに納付されないものである(地方自治法231条の3第1項参照)。

注2) 不納欠損とは調定した歳入が督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行ったものである。

注3) 「延滞比率」は「延滞金額」÷「平成15年度繰越(延滞含む)」により計算している。

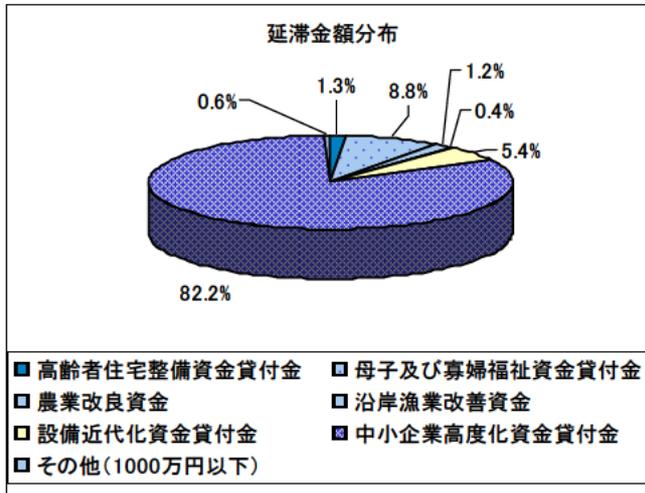
注4) ☆の付されている事業は過年度に貸付を廃止している。(ただし、三重県高等学校等進学奨励金は複数年貸付であるため、平成15年度も貸付がある。)

注5) 三重県高等学校進学奨励金の不納欠損処理額が456,086千円となっている。これは同貸付金が債務者の卒業を要件として免除規定が適用され、不納欠損処理されているため

ある。

注6) 上記金額は貸付元金のみである。

【図表2】



延滞金額のうち中小企業高度化資金貸付金の延滞金額が全体の82.2% (2,785,560千円) と大部分を占めている。中小企業者が事業の共同化等を実施した場合の設備投資資金という性格上、1件あたりの貸付金額が他よりも多額となっていることが主な原因と考えられる。

延滞比率については、過年度に新規貸付を廃止した貸付事業は回収業務のみとなるため年度の経過とともに延滞比率が高くなる。このような貸付事業を除くと母子及び寡婦福祉資金貸付金の延滞比率がトップとなっている。

2. 監査の対象とした貸付事業

「1. (2) 延滞金額のあった貸付事業」に記載されている貸付事業のうち繰越に含まれる元本返済の延滞金の合計残高が10,000千円以上にのぼる7事業（農業改良資金・沿岸漁業改善資金・設備近代化資金貸付金・中小企業高度化資金貸付金・高齢者住宅整備資金貸付金・障害者住宅整備資金貸付金・母子及び寡婦福祉資金貸付金）について、滞留貸付金の管理が適切になされているかを監査した。

3. 貸付金管理の要点

(1) 一般論としての貸付金管理の要点

貸付金の管理については、貸付の相手先によりその要点は異なるが、基本的には各取扱規則に準拠して手続を行うとともに次の点への留意が必要となる。

貸付時の要点

- (a) 相手先からの借入申請書等入手し、借入の理由・必要性を検討する。
- (b) 契約書が不完全であると正規の契約書ではないと見られる場合があるため、完全な形で作成する。
- (c) 貸付金の元本保全の手続をとる。
- (d) 回収金額や弁済方法は借り手側の資金事情を十分に考慮して決定する。
- (e) 貸付金台帳を作成する。

回収時の要点

- (f) 回収の際には領収書（あるいは納入済通知書）を発行し、その控えを内部に残すとともに、その証憑を基に貸付金台帳へ記入する。
- (g) 元本と利息の回収が契約に基づき規則正しく行われることを確保するため、貸付金台帳を整備し、台帳に基づいてチェックを行う。

以上の要点は民間における貸付と地方公共団体における貸付とで異なるところはないが、地方公共団体における貸付においてはその特性からさらに次の点に留意が必要である。

(a) に関連して、地方公共団体の貸付事業はその政策目的から一般に民間よりも利率や返済条件の点で優遇されているものが多いため、借入目的を偽って申請する者が出る危険性がある。借入目的が政策目的に合致しているかについて十分に留意するとともに、貸付後も借入目的どおりに運用していることを継続的に確認する。

(2) 地方自治法上の債権としての貸付金管理の要点

以上の留意点に加え、地方公共団体の貸付金は地方自治法上の債権（地方自治法第240条第1項）としての規定が設けられており、規定に従った取扱が必要となる。

まず、地方公共団体の債権に対しては地方公共団体の長は以下の措置を講ずることを義務付けられている。

督促...債権について履行期限までに履行しないものがあるときは期限を指定してこれを督促しなければならない。

強制執行等...督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、徴収停止をする場合・履行期限を延長する場合・その他特別の事情があると認め

る場合を除き、担保権の実行の手続き・保証人に対する履行請求・債務名義のある債権に対する強制執行・訴訟手続による履行請求の措置をとらなければならない。

履行期限の繰上げ...債権について履行期限を繰り上げる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。具体的には、(a)債務者が破産の宣告を受けたとき(b)自ら担保をき減し又はこれを減少したとき(c)担保に供する義務を負いながらこれを提供しないとき等、債務者が法令の規定又は契約により期限の利益を喪失した場合は速やかに履行期限繰上げの手続きをとらなければならない。

債権の申出等...債務者が強制執行又は破産の宣告を受けることを知った場合において、法令の規定により当該地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出ができるときは直ちにその措置を講じなければならない。

一方、地方公共団体の長は債権に対して以下の措置を講ずることが認められている。

徴収停止...地方公共団体の長は、債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき等は、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立てを要しないものとして、いわゆる棚上げの整理を行うことが認められている。

履行延期の特約等...地方公共団体の長は債務者が無資力又はそれに近い状態にあるとき等は、債権保全上適切な措置を講ずることを条件として、契約又は行政処分によって定まった履行期限を事後において延長することができる。

免除...上記 に従い履行延期の特約をした貸付金について、一定の要件を満たしたものについては当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

ただし、上記 ~ の措置は強制徴収により徴収する債権は対象とならない。

上記の規定を踏まえ、地方公共団体における貸付金管理はかかる措置を適時適切に講じるために次の点への留意が必要となる。

- (ア) 延滞発生後、適時適切な措置を講ずるため、取扱を明確に記載したマニュアルを作成する。
- (イ) 履行期限の繰上げ・債権の申出の機会を逸することがないように、定期的に債務者の状況を把握する。
- (ウ) 債務者保護の観点から徴収停止・履行延期の特約・免除等の措置が一定の条件のもと認められていることを理解し、債務者が要件を満たし

ているか否か十分留意する。

- (I) 強制執行等に際しては一般債権者との折衝も必要となる場合が多く、専門的知識が要求されることから、随時専門家のアドバイスが得られる体制を構築する。

第3 監査の結果

1. 農水商工部における個別詳細検討結果

(1) 農業改良資金

事業の目的	優れた農業技術の導入と生産方式の合理化を行おうとする農業者に対し県が無利子の資金を貸し付けることにより、リスク負担を軽減し、農業生産に必要な資本装備を充実させる。					
貸付対象者	農業を営む個人・団体・法人					
資金使途	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、長期運転資金として特別会計から無利子で資金を融資するもの。					
貸付条件（平成14年改正後）	金利	無利子	償還期間	原則10年以内（据置期間原則3年以内）		
	担保	不要	保証	三重県農業信用基金協会による保証		
必要提出書類	貸付申請書 事業計画書 事業計画書には見積書、図面、カタログ等を添付する。					
所轄部署	農水商工部 金融室					
申請窓口	農業協同組合					
過去の事業実績 （単位：千円）					繰越	
	繰越	貸出	回収	不納 欠損	残高	うち、 延滞金額
平成13年度	1,811,382	319,230	328,952	—	1,801,660	28,614
平成14年度	1,801,660	206,809	337,636	—	1,670,833	33,733
平成15年度	1,670,833	67,160	354,587	—	1,383,405	40,855
平成15年度末の延滞件数					14件	
審査手続に関する指摘及び意見						
① 審査の実施過程が読み取れない。【意見】						14件

融資後の手続に関する指摘及び意見	
① 債務者の経営状況の把握を定期的に行っていなかった。【意見】	14件
② 債務者の不動産の処分状況の把握を定期的に行っていなかった。【意見】	14件
③ 分割回収している間においては現住所等の調査を実施していなかった。【意見】	14件
④ 債務者の事後的な支援体制が不完全である。【意見】	14件
⑤ 債務者情報の一元管理の範囲の拡大が望まれる。【意見】（「(5) その他、農水商工部に共通する意見」に記載している。）	
延滞後の手続に関する指摘及び意見	
① 一部の連帯保証人としか交渉していなかった。【意見】	2件
② 回収が長期にわたっており、債権の完全な回収が困難である。【意見】	4件

農業改良資金制度は農業改良資金助成法に基づき、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対し融資する制度である。

農業改良資金制度は特別会計で運営され、この特別会計においては一般会計からの繰入金、国からの借入金、農業改良資金の償還金を主な歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、一般会計への繰入金、貸付に関する事務費等をもって主な歳出とする。

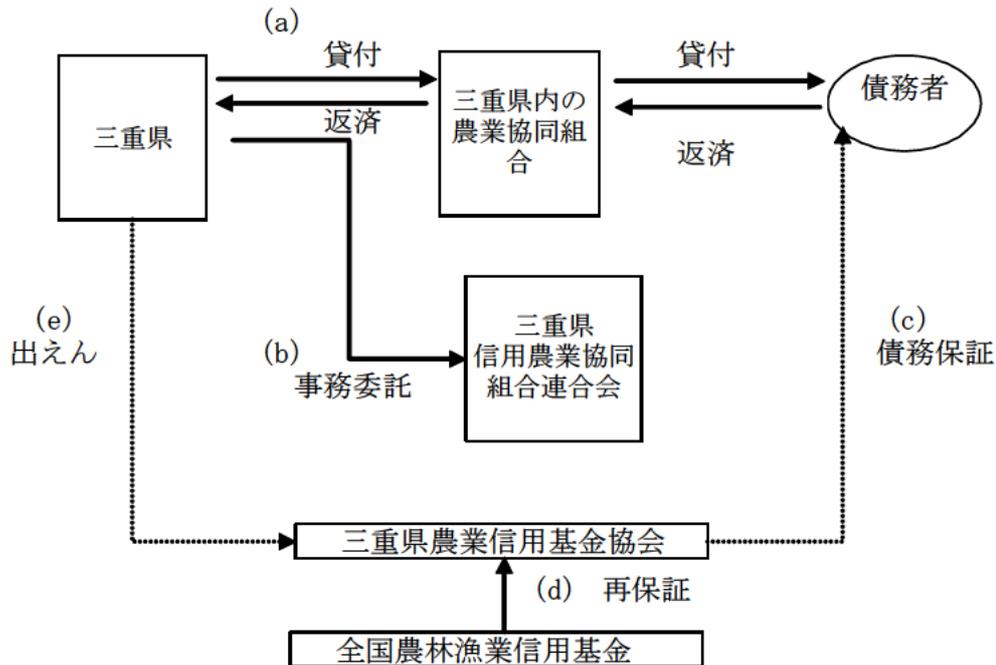
国は各年度において都道府県が行う貸付事業の財源として必要な資金に3分の2を乗じた額から、前年度までの国からの貸付金の額等を基礎として農林水産大臣が算定した額を控除した額を無利子で当該都道府県に貸付ける。都道府県は国からの借入金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

現在の貸付はすべて転貸によっている。なお、現在発生している延滞金はすべて直貸方式による貸付時のものである。従って、意見は主に直貸による貸付制度下のものであるが、転貸後も三重県内の農業協同組合が代位弁済を受けた額が跳ね返り県の負担となる可能性や、三重県農業信用基金自体の財政基盤が脆弱となることによって県が追加の出えんを負担する可能性があるため、三重県内の農業協同組合の延滞債権管理においても以下の意見について検討することが必要である。

(参 考) 転貸による貸付体制

平成14年に農業改良資金助成法の改正があり、転貸による貸付方式が利用可能となった。それに従い三重県においても平成15年度より転貸方式を採用し現在は転貸による貸付のみとなっている。転貸による貸付は図表3の流れにより行われている。

【図表3】 貸付金業務フロー



- (a) 県は農業者とは直接の契約関係になく、農業者から延滞が生じた場合農協が責任を負う。ただし、県側も債務者が制度目的に合致して利用しているか審査を行っている。
- (b) 貸付金の償還に係る事務については三重県信用農業協同組合連合会に委託している。毎月、信用農業協同組合連合会から入金及び延滞者の資料が県に提出される。
- (c) 保証については、連帯保証人制度をとりやめ、三重県農業信用基金協会（公的保証機関）による保証とする。
- (d) さらに、農業信用基金協会は全国農林漁業信用基金からの再保証を受けている。
- (e) 三重県は農業信用基金協会に出えんしている。また農業信用基金協会は保証残高及び求償権の発生額（農業信用基金協会の負担分）に応じて特別準備金を積み立てるが、当該積立金は国と県からの補助金によって賄われる。

【図表4】 貸付金の延滞発生状況表 (単位：千円)

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S56	449,700	8,430	1.9%
S57	430,930	—	—
S58	430,300	—	—
S59	443,800	500	0.1%
S60	486,150	—	—
S61	525,260	—	—
S62	505,230	—	—
S63	506,390	—	—
H1	466,064	—	—
H2	604,524	—	—
H3	518,540	—	—
H4	541,200	2,259	0.4%
H5	599,020	3,408	0.6%
H6	533,830	8,436	1.6%
H7	567,200	14,689	2.6%
H8	442,110	—	—
H9	263,080	578	0.2%
H10	332,940	2,555	0.8%
H11	230,290	—	—
H12	353,870	—	—
H13	319,230	—	—
H14	206,809	—	—
H15	67,160	—	—
合計	9,823,627	40,855	0.4%

注) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。

【図表5】 延滞債権（元金）の回収率別一覧表 （単位：千円）

回収率	件数	件数構成率	延滞額合計
0%	1	7.1%	578
0%超10%以下	—	—	—
10%超20%以下	2	14.3%	5,208
20%超30%以下	2	14.3%	9,629
30%超40%以下	4	28.6%	18,840
40%超50%以下	3	21.5%	5,695
50%超60%以下	—	—	—
60%超70%以下	1	7.1%	405
70%超80%以下	—	—	—
80%超90%以下	1	7.1%	500
90%超100%未満	—	—	—
合計	14	100.0%	40,855

注) 回収率については回収元金÷回収期限到来金額にて計算している。

現在の延滞残高が発生している昭和56年度から平成15年度までの貸付状況及び延滞元金の状況は図表4の通りである。貸付金額は平成9年度を境に大幅に減少し、転貸による貸付方式に移行した平成15年度にはピーク時の1割程度となっている。

全体では平成15年度末現在で0.4%の延滞率となっている。

具体的な指摘及び意見

審査手続

① 審査の実施過程が読み取れない。【意見】

貸付申請書の最後に経由機関（農業協同組合・県民局）の意見を記載する欄が設けられていたが、適否欄に「適当」との記載とごく簡単な理由（「意欲を買いたい」等）が記載されているのみであり、適否を判断した過程が読み取れなかった。当時、債務者は農業改良普及センターの普及員の指導の下計画書を作成し、実質的な判断はその計画段階で行われていた。さらに、県庁で審査会を実施しており担当普及員も参加していたが、チェックリストやガイドラインは作成されておらず、実質的な判断は担当普及員に委ねている状態であった。個々の事情に詳し

い担当普及員に判断を委ねることは弾力的な判断を行うという意味で有益な部分もあるが、担当普及員ごとにその能力・判断基準は異なる。明確なチェックリストやガイドラインを作成し、事業計画の妥当性・貸付金の回収可能性の統一的基準による判断を確保することが望まれる。

同様に、貸付の適否を判断する前提として本人及び連帯保証人の農業改良資金に関する金融上の意見を農協から得ているが、適否欄に丸をつけるのみであり、適否の判断過程が添付されていない。この点、県としては金融上の問題は農協の意見を全面的に信頼する姿勢をとっており、県からの判断基準は特に示していなかったということであるが、延滞により被害を蒙るのは県側である以上、少なくとも判断根拠を確認することが望まれる。

融資後の手続

債務者の経営状況の把握を定期的に行っていなかった。【意見】

債権保全の観点からは、債務者の決算書を定期的に入手し経営状況を把握する必要がある。しかし決算書の入手は直貸の制度下では全く行われていなかった。帳簿類を作成していない農業者が多く現実的に決算書の入手が困難であるという事情はあるが、債務者に帳簿作成を促し、事業計画の達成度合いを認識させることも経営指導の重要なファクターである。なお、この点について、転貸による貸付方式に移行後は每期債務者の決算書を入手するよう改善されたが、過去に直貸により貸し付けた債権で現在残高のあるものに関しても、延滞の有無に関わらず帳簿作成を促し、定期的に決算書を入手することが望まれる。

債務者の不動産の処分状況の把握を定期的に行っていなかった。【意見】

債務者の不動産の処分状況や他の債務についての情報は、強制執行を含めた返済可能性を検討する段階でしか入手されていない。そのため、処分可能な資産を調査する段階では既に多重債務者となっており、強制執行を行ったところで県が得られるものは何もないという状況に陥っているケースもみられた。債務者の不動産処分状況についても延滞発生後は定期的に入手することが望まれる。

分割回収している間においては現住所等の調査を実施していなかった。【意見】

すべての債権について、据置期間内または分割回収が行われているうちは現住所等の調査を実施している形跡が見られなかった。延滞が発生して初めて調査に赴き、既に債務者が行方不明となっているケースが1件確認された。また、連帯保証人から分割回収を行っているケースで、連帯保証人からの支払が途切れても

何ら対応した形跡がみられないものが2件確認された。うち1件は平成11年12月を最後に支払のないものであり早急な対応が望まれる。据置期間内からの定期的な現住所の調査が望まれる。

債務者の事後的な支援体制が不完全である。【意見】

農業改良資金の目的には新規就農者及び経営規模拡大の支援という趣旨があり、審査に際しては融資時の返済能力の有無のみではなく事業計画を踏まえた総合的判断が必要である。しかし、融資時に事業計画を信頼して融資したとしても、定期的に事業計画の達成率を確認していくことは必要であったと考えられる。貸付後のフォローとしては各県民局普及センターの担当普及員が適宜訪問して経営・技術指導を行うこととなっていたが、普及員の不足もあり、定期的に全件訪問できる状況ではなかった。

実際、延滞発生後訪問したところ本人は既に経営を放棄し行方不明となっていたケースも認められた。特に新規就農者であれば当然経営破綻のリスクも高く、債務者が早々に挫折する可能性もあるため貸付以後のフォローの必要性も高い。普及員は貸付資金の運用効果を高めるためにも、貸付先については優先的に経営指導を行うことが望ましい。

また、貸付事業の政策目的を最大限に発揮するためにも、事後フォローに関しては県及び農協等の各関係機関の協力を強化して対応することが望まれる。例えば、関係機関が連携し、債務者の実績をフィードバックして債務者の経営状況・信用リスクについて定期的に評価し、評価に応じて経営指導の回数・内容や新たな支援の展開について決定していくといった体制を構築することが望まれる。

延滞後の手続

一部の連帯保証人としか交渉していなかった。【意見】

600万円以上の延滞債権を発生させているC氏について、連帯保証人2名のうち1名の連帯保証人から月3万円を徴収しているが、残り1名との交渉の形跡はなかった。また、700万円以上の延滞債権を発生させているD氏についても連帯保証人2名のうち1名は強い態度で返済を拒否しており、徴収していない。他1名は返済資力に欠けるため回収を保留している。

連帯保証人との交渉については、返済資力という観点よりも支払に対する姿勢という観点から回収方法を決定しているように見受けられる。わずかな資力しかもたない連帯保証人からわずかな金額を分割回収しているため回収が長期にわたっているケースも多い。すべての連帯保証人について資力を調査する必要がある。

る。また、連帯債務の意味について貸付時に十分説明するとともに、心情的理由からの支払拒否に対しては法的手段に訴えるなど、厳格な態度を示すことが望まれる。

回収が長期にわたっており、債権の完全な回収が困難である。【意見】

連帯保証人から分割回収を受けているものの、現在の回収状況から鑑みて完済までに長期（50年以上）を要すると予想されるものが4件26,342千円認められた。これらの債権は完全な回収が困難と予想される。債権回収計画を見直して回収不能見込額を算定し、回収不能部分については不納欠損処理を行うことが望まれる。

平成13年度包括外部監査でも当該意見に類似する意見があり、これに対して県は、かかる債権については状況を精査し法的手段を含め適切に対応するとともに、法的措置を適切に実施する前提として債権管理委員会を設置する旨を表明している。しかし、債権管理委員会が設置されたものの、平成15年度までは債権の処理状況に改善は確認できなかった。今後は債権管理委員会を活用し、適切な対応が図られることが望まれる。

(2) 沿岸漁業改善資金

事業の目的	従来の漁業方式を近代的な沿岸漁業方式に転換し、将来の担い手である青年漁業者の育成確保のため、新しい漁業技術や新漁種等の導入に取り組もうとする沿岸漁業者等に対し貸付を行うことにより、地域において自主的に経営を改善しようとする沿岸漁業者の経営が改善され、青年漁業者の育成確保が促進されることを目的としている。						
貸付対象者	沿岸漁業を営む個人、団体、法人						
資金使途	① 経営等改善資金は、漁船、施設、機具、増養殖種苗の購入 ② 生活改善資金は、増養殖種苗の購入、生活環境施設の整備 ③ 青年漁業者等養成確保資金は、研修・教育、開業支援、パソコン等購入						
貸付条件	金利	無利子	償還期間	10年以内			
	担保	無	保証	必要（注）			
必要提出書類	沿岸漁業改善資金貸付申請書 事業計画書 沿岸漁業改善資金借用証書 沿岸漁業改善資金借受事業完了報告書 等						
所轄部署	農水商工部 金融室						
申請窓口	漁業協同組合						
過去の事業実績 (単位：千円)						繰越	
	繰越	貸出	回収	不納欠損	残高	うち、 延滞金額	
平成13年度	492,701	170,330	151,254	—	511,776	6,961	
平成14年度	511,776	136,880	134,312	—	514,344	11,511	
平成15年度	514,344	137,800	123,045	—	529,099	12,886	
平成15年度末の延滞件数					5件		
審査手続に関する指摘及び意見							
① 連帯保証人が不足していた。【指摘】						1件	

融資後の手続に関する指摘事項及び意見	
① 債務者の経営状況を把握する手続を定めることが望まれる。【意見】	5件
② 債務者情報の一元管理の範囲の拡大が望まれる。【意見】（「(5) その他、農水商工部に共通する意見」に記載している。）	
延滞後の手続に関する指摘及び意見	
特記事項なし。	

注) 三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下、「沿岸規則」という。）第5条及び三重県沿岸漁業改善資金事務取扱要綱（以下、「沿岸要綱」という。）第3（7）に、連帯保証人に関する定めがある。抜粋すると以下の通り。

沿岸規則第5条第3項

連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるものとする。

沿岸要綱第3（7）

イ 借受形式のいかんを問わず、保証能力を有するものであり、貸付金額が100万円未満は1人以上、100万円以上3,000万円未満は2人以上、3,000万円以上は3人以上とする。

ウ 借受者の相互保証は、原則として認めない。

エ 青年漁業者等養成確保資金を未成年者が借受けようとする場合は、イ以外に経営主を必ず保証人の1人にする事。

オ 青年漁業者等養成確保資金を未成年者が借受けようとする場合は、イ以外に親権者を法定代理人とすること。

沿岸漁業改善資金貸付事業は沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図るために行う活動を助長し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉の向上に資するために漁業者に対して融資する事業である。

沿岸漁業改善資金貸付事業は特別会計で運営され、この特別会計においては一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金の償還金を主な歳入とし、貸付金、貸付に関する事務費等をもって主な歳出とする。国は都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内を補助金として交付する。

都道府県は事業を廃止したときは、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

【図表6】 貸付金の延滞発生状況表 (単位：千円)

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S63	※	3,227	※
H1	※	300	※
H2	※	1,247	※
H3	※	—	※
H4	210,000	—	—
H5	210,000	—	—
H6	210,000	240	0.1%
H7	220,000	—	—
H8	220,000	400	0.2%
H9	220,000	—	—
H10	157,582	7,471	4.7%
H11	123,200	—	—
H12	149,410	—	—
H13	170,330	—	—
H14	136,880	—	—
H15	137,800	—	—
合計		12,886	

注1) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。

注2) 資料の保存期限の関係で、貸付金額が不明である年度（表中の※部分）については延滞率の算定をしていない。

【図表7】 延滞債権（元金）の回収率別一覧表 （単位：千円）

回収率	件数	件数構成率	延滞額合計
0%	—	—	—
0%超10%以下	1	20.0%	3,227
10%超20%以下	—	—	—
20%超30%以下	—	—	—
30%超40%以下	—	—	—
40%超50%以下	1	20.0%	640
50%超60%以下	—	—	—
60%超70%以下	2	40.0%	8,719
70%超80%以下	—	—	—
80%超90%以下	—	—	—
90%超100%未満	1	20.0%	300
合計	5	100.0%	12,886

注) 回収率については回収元金÷回収期限到来金額にて計算している。

現在の延滞残高が発生している昭和63年度から平成15年度までの貸付状況及び延滞元金の状況は図表6の通りである。貸付金額は平成9年度までは予算額の全額が貸し付けられていたためほぼ横ばいであるが、平成10年度以降はそれまでの7割程度の貸付額で推移している。

また図表7でわかる通り、10%以下の回収率のものが1件あるがこれは回収率2.2%のものでありほとんど回収がなされていない。なお、金額ベースでは3,227千円と全体の約25.0%を占めている。

具体的な指摘及び意見

審査手続

① 連帯保証人が不足していた。【指摘】

三重県沿岸漁業改善資金事務取扱要綱（以下、「沿岸要綱」という。）第3（7）によれば、貸付金額が20,000千円で青年漁業者等養成確保資金の場合は、3名の連帯保証人が必要と判断できるが、実際の保証人は2名であり1名不足しているケースが1件あった。県は貸付時に、「債務者の収入状況から債務者に支払能力があると認められ、連帯保証人は1名でも止むを得ない。」と判断したものであり、さらに債務者の延滞を受けて平成15年3月末に連帯保証人を1名追加しているが、規則

通りに当初から連帯保証人を確保すべきであった。

融資後の手続

債務者の経営状況を把握する手続を定めることが望まれる。【意見】

融資後に、債務者の経営状況を把握する手続が定められていなかった。この点については一部の債務者については経営状況報告書を入手するよう平成15年度に要綱及び内規が改正されているが、今後は少額の債務者を除くすべての債務者から経営状況報告書を入手するよう手続を定めることが望まれる。

(3) 設備近代化資金貸付金

事業の目的	小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金を貸付け、もって小規模起業者等及び中小企業者の近代化を促進することを目的とする。			
貸付対象者	小規模事業者等、従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）			
資金使途	創業及び経営基盤強化に必要な設備機器類の取得。 (土地・建物は対象外)			
貸付条件	金利	無利子	償還期間	7年以内（据置1年 6年均等年賦）
	担保	貸付金1,500万円以上、貸付残高3,000万円以上不動産担保 徴求	保証	連帯保証人2人以上
	(その他) 貸付限度額…所要資金の1/2以内 (小規模事業者等：50万円以上4,000万円以内 創業者（1年未満）：25万円以上4,000万円以内 創業者（1年以上）：50万円以上6,000万円以内 特例（計画認定企業）：66万円以上6,000万円以内)			
必要提出書類	<p>印鑑証明書（発行から3月以内のもの）…個人・法人分</p> <p>商業登記簿謄本（最新のもの、変更なければ3年間有効）…法人</p> <p>決算書（附属明細書添付）（写）（新規申込時2期分・附属明細書は1期分） …個人・法人分</p> <p>確定申告書（写）…個人・法人</p> <p>設備設計書</p> <p>見積書・図面（写）（建物の建築及び機械等の設備の場合）</p> <p>売買契約書（写）</p> <p>賃貸契約書・家主の承諾書（写）（最新のもの）</p> <p><担保設定の場合></p> <p>不動産登記簿謄本（最新のもの）</p> <p>所在図・公図・建物配置図等</p> <p>不動産評価証明書（最新のもの）</p>			
所轄部署	農水商工部 金融室			

申請窓口	商工会議所 商工会 財団法人三重県産業支援センター					
過去の事業実績 (単位：千円)	繰越	貸出	回収	不納欠損	繰越	
					残高	うち、 延滞金額
平成13年度	1,929,546	—	713,972	—	1,215,574	220,237
平成14年度	1,215,574	—	482,341	8,292	724,940	217,753
平成15年度	724,940	—	308,943	20,045	395,952	183,917
平成15年度末の延滞件数				52件		
審査手続に関する指摘及び意見						
① 決算書類の提出がない債務者がいた。【意見】						4件
② 決算書が不適正である場合には、適切な修正を実施してから融資判断することが望まれる。 【意見】						
③ 債務者の貸倒れリスクに応じて必要な担保を入手することが望まれる。【意見】						
④ 融資を実行するにあたっては、その審議過程を議事録に明瞭に残すことが望まれる。 【意見】						
融資後の手続に関する指摘及び意見						
① 債務者の財務情報の定期的な入手及び保存が十分でなかった。【指摘】						
② 債務者等の不動産の処分状況等の把握を定期的に行っていなかった。【意見】						
③ 貸付金回収の優先順位付けを行い、県の人的資源を効率的に活用し早期回収を図ることが望まれる。【意見】						
④ 債務者情報の一元管理の範囲の拡大が望まれる。【意見】(「(5) その他、農水商工部に共通する意見」に記載している。)						
延滞後の手続に関する指摘及び意見						
① 債務者への債務通知に遅延利息を含めることが望まれる。【意見】						

設備近代化資金貸付金は、平成11年度まで三重県農水商工部金融室が、中小企業者へ直接融資し回収を行っていたが、平成12年度からは三重県が財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）に貸付け、支援センターから中小企業者等へ融資する制度に変更された。しかし、以下に記述する指摘事項及び意見については、支援センターにおける延滞債権管理事務においても、検討することが必要である。

設備近代化資金貸付金を含んだ中小企業者等支援資金貸付事業は、昭和38年に成立した「中小企業近代化促進法（平成11年3月1日廃止。「中小企業等近代資金等助成法」に変わる。）」にもとづき、「産業構造の高度化又は産業の国際競争力を促進」という政策として実施されてきた。

設備近代化資金貸付金は、中小企業者等の設備の近代化を図り、技術の高度化と競争力の強化を図るために、設備投資をしようとする中小企業者の「自立的企業活動への支援」として実施されている事業である。それは金融機関からの借入が困難な中小企業者等に対し、国と都道府県の資金を合わせて原資とし、毎年度国が指定する設備の購入に必要な資金の2分の1を都道府県が無利子で貸し付けるものである。

【図表8】貸付金の延滞発生状況表 (単位：千円)

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S39	※	767	※
S40	※	—	※
S41	1,616	—	—
S42	1,014	—	—
S43	※	—	※
S44	2,332	1,240	53.2%
S45	2,358	991	42.0%
S46	2,536	—	—
S47	※	—	※
S48	10,782	4,231	39.2%
S49	16,136	—	—
S50	20,874	—	—
S51	599,140	2,598	0.4%
S52	647,108	1,686	0.3%

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S53	800,000	2,299	0.3%
S54	880,000	1,281	0.1%
S55	950,000	4,247	0.4%
S56	1,010,000	2,650	0.2%
S57	1,032,880	1,678	0.1%
S58	1,080,000	3,405	0.3%
S59	1,024,450	3,806	0.4%
S60	1,030,000	—	—
S61	1,013,770	2,025	0.2%
S62	1,039,340	—	—
S63	1,022,260	444	0.0%
H1	1,070,000	—	—
H2	1,070,000	4,209	0.3%
H3	1,138,340	4,289	0.3%
H4	1,190,550	1,320	0.1%
H5	1,243,230	21,879	1.7%
H6	1,286,240	41,015	3.1%
H7	915,380	—	—
H8	1,093,140	9,880	0.9%
H9	809,460	12,183	1.5%
H10	624,750	17,402	2.8%
H11	630,190	38,392	6.1%
H12	483,260	—	—
H13	240,410	—	—
H14	283,860	—	—
H15	164,330	—	—
合計		183,917	

注1) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。

注2) 資料の保存期限の関係で、貸付金額が不明である年度（表中の※部分）については延滞率の算定をしていない。

図表8にある通り、貸付金額は昭和51年度以降大幅に増加したが、平成7年度以降は概ね減少傾向にある。平成12年度以降は支援センターを通じての転貸に移行している。

【図表9】 延滞債権（元金）の回収率別一覧表 (単位：千円)

回収率 (%)	件数	件数構成率	延滞額合計
0%	3	5.8%	24,080
0%超10%以下	5	9.6%	26,644
10%超20%以下	3	5.8%	24,545
20%超30%以下	5	9.6%	26,705
30%超40%以下	—	—	—
40%超50%以下	4	7.7%	34,184
50%超60%以下	6	9.6%	11,507
60%超70%以下	3	7.7%	8,341
70%超80%以下	9	17.3%	15,405
80%超90%以下	5	9.6%	5,510
90%超100%未満	9	17.3%	6,993
合計	52	100.0%	183,917

注) 回収率については回収元金÷貸付元金にて計算している。

図表9において、全く回収されていない延滞債権が3件、金額ベースでは2,408万円であり延滞債権全体の13.1%を占めている。

具体的な指摘及び意見

審査手続

① 決算書類の提出がない債務者がいた。【意見】

平成15年度末に延滞している債権（結果としては、平成11年度以前に県が直接融資した先）の融資審査手続きの資料を閲覧していくと、納税証明書の入手にとどまり、決算書の提出がない債務者が4件あった。これに関しては、「平成14年度以降は、支援センターでは融資申込み時に決算書を確実に提出させるよう改善を行った。」との説明が金融室からあり、この説明を確認するために平成14年度及び15年度の債務者の融資審査時の資料をサンプルで閲覧したところ、決算書の提

出がなされるようになっていた。いずれにしても、延滞の原因の一つは過去における貸付審査手続き上の不備であり、十分な注意が望まれる。

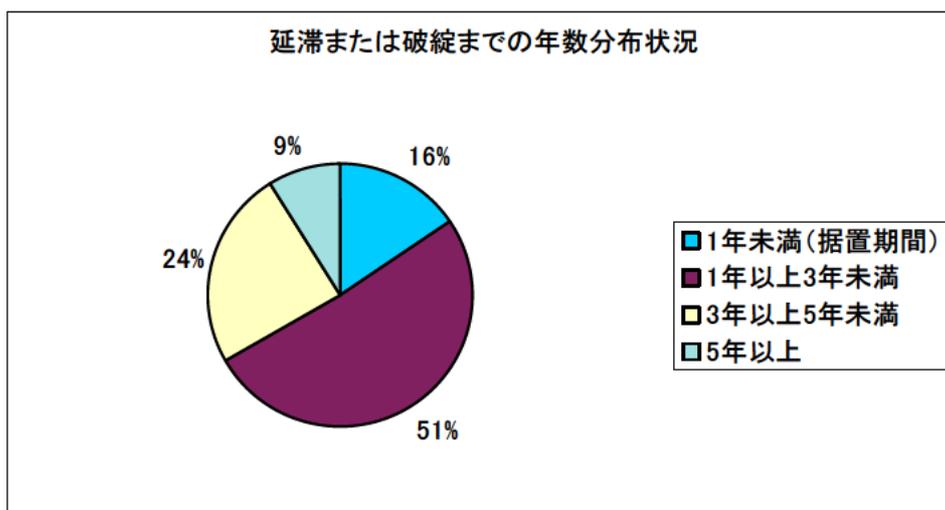
- ② 決算書が不適正である場合には、適切な修正を実施してから融資判断することが望まれる。【意見】

融資審査において、決算書を入手していても、減価償却を実施していない、あるいは明らかに不足している、在庫が異常に多い、貸倒引当金の計上が異常に少ない等の決算書のままでも、適切な修正を加えることなく経営診断をし、融資を実施していた。「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して作成された決算書にもとづき財務状況を判断することが貸付審査手続では重要であるので、決算書が不適正である場合には、適切な修正を実施してから、融資判断を実施することが望まれる。

- ③ 債務者の貸倒れリスクに応じて必要な担保を入手することが望まれる。【意見】

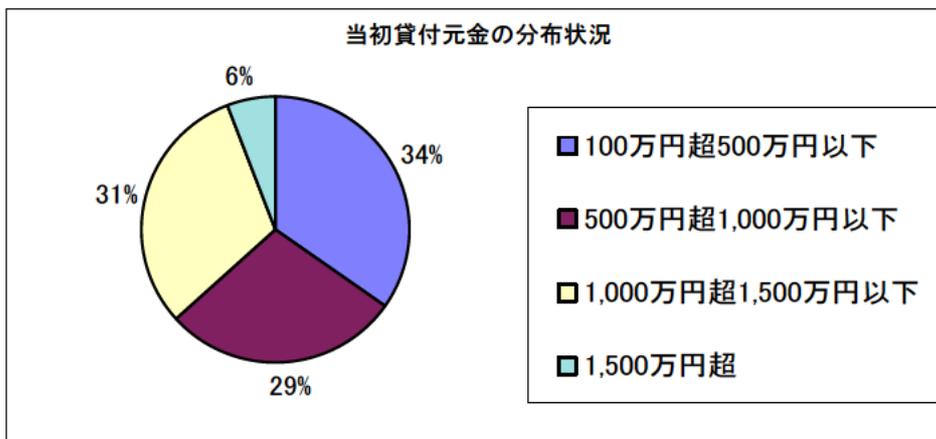
平成15年度末に延滞している設備近代化資金貸付金の延滞発生年数の分布状況は図表10の通り、貸付実施後、「1年未満（据置期間）」の先が16%、「1年以上3年未満」の先が51%と、比較的短期間のうちに延滞が発生していることがわかる。

【図表10】



さらに、平成15年度末に延滞している設備近代化資金貸付金の貸付当初の金額の分布状況は図表11の通りである。

【図表11】



設備近代化資金貸付金において担保設定が必要とされる貸付金額は1,500万円超である。図表11からわかる通り平成15年度末の延滞債権の94%が不動産担保の必要のない1,500万円以下に集中している。

設備近代化資金貸付金は、「運転資金円滑化資金」のような中小企業金融施策におけるセーフティネットを目的とした制度融資ではなく、「小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金を貸付け、もって小規模起業家等及び中小企業者の近代化を促進する。」といった中小企業者等の自立の促進を目的とした貸付制度である。従って、延滞債権の早期回収を図るために、債務者の貸倒れリスクに応じて必要な担保を入手することが望まれる。

- ④ 融資を実行するにあたっては、その審議過程を議事録に明瞭に残すことが望まれる。【意見】

平成15年度末において延滞している先（結果として、平成11年度以前に県が直接中小企業者等に融資した先）の中には、融資審査時の経営診断結果が添付されていない先が8件あった。また、経営診断結果において、「債務超過等で倒産が危ぶまれる。」と指摘されている先が13件、「早急な財務内容の改善が必要である。」と指摘されている先が2件あった。

それぞれの融資実行の最終判断は貸付審査会でなされていたが、議事録も一切残っていなかった。融資を実行するにあたっては、その審議過程を議事録に残すことが望まれる。

「平成14年度からは、貸付審議会の議事録が残されるよう改善した。」という金融室の説明を確認するため、支援センターで行われた平成14年度の貸付審議会

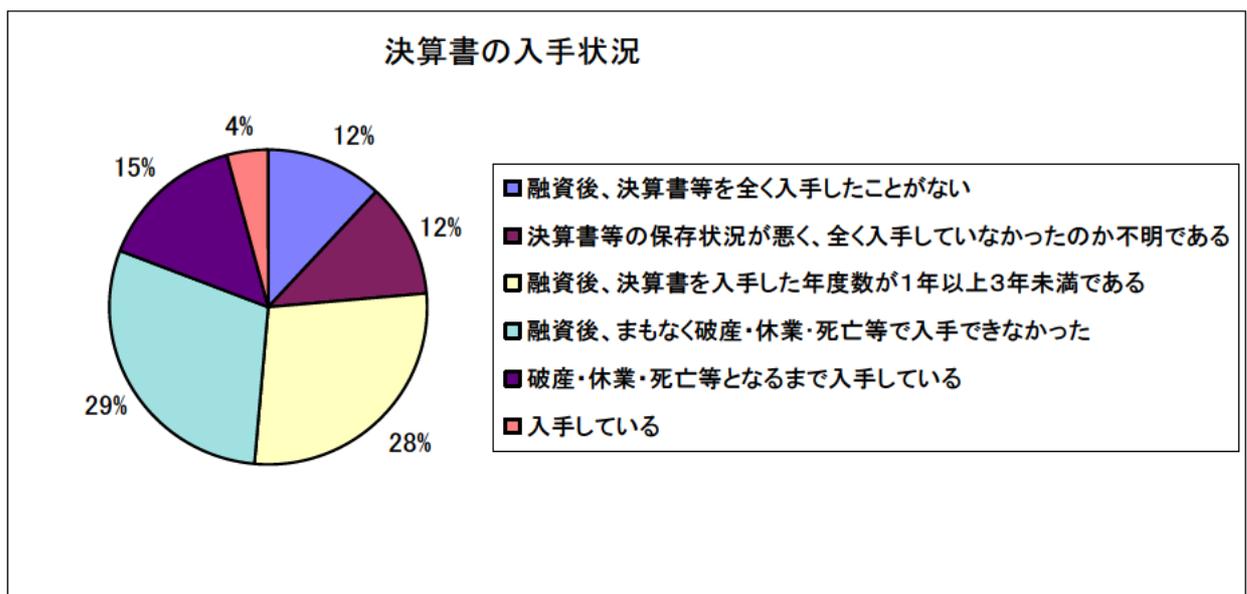
の議事録も閲覧したところ、審議内容の簡単な記録と、添付資料として貸付申込み者に対する経営診断資料が添付されていた。しかし、その経営診断書において、「返済財源－返済必要資金」が、マイナスとなっている場合でも、貸付審議会では貸付を実行すると判断した過程が議事録に明瞭に記載されていないケースが見受けられた。「どのような対策を講じることができるから返済財源が確保されたと判断したのか」を議事録に明瞭に残しておくことが望まれる。

融資後の手続

① 債務者の財務情報の定期的な入手及び保存が十分でなかった。【指摘】

融資後、「設備近代化資金貸付対象設備利用状況報告書」を入手するとともに財務内容を把握するために決算書及び確定申告書といった資料も入手することが必要である。平成15年度末において延滞している先からの決算書等の入手状況は図表12の通りであった。

【図表12】



図表 12 からわかる通り平成 15 年度末において延滞している先のうち「融資後、決算書等を全く入手したことがない」先は 12%、「融資後、決算書等を入手した年度数が 1 年以上 3 年未満である」先が 28%であった。

その他に、資料の保存期限が5年であるため、融資実施後5年を経過している先においては、資料を破棄している可能性もある。融資実施後5年を経過し現在資料が保存されていない先については「決算書等の保存状況が悪く、全く入手したことがなかったのか不明である」として集計し、その割合は12%にのぼった。

審査手続においてだけでなく、融資後の債権管理においても、決算書等を入手せずに、延滞・不納欠損発生リスク回避を図ることはできない。融資実施後も、継続して決算書等を入手し、財務内容の健全度合いを継続的に診断し、不納欠損のリスク度合いに応じてランク付けすることも重要である。担当部署では債務者からの決算書等の提出に遅延がないかを確認し、債権回収が完了するまでは決算書等の財務情報を保存しておくべきである。

債務者等の不動産の処分状況等の把握を定期的に行っていなかった。【意見】

設備近代化資金貸付金は、1,500万円未満は無担保の融資であることから、債務者等の不動産の処分状況について、競売や譲渡の情報を定期的に入手していなかった。不動産の処分情報の入手に関しても他の債権者に遅れ、追加の担保設定の機会を逸してしまっている。債務者等に不動産の処分状況を定期的に県に報告させることを義務付けることが望まれる。

これについては、平成16年度になって、延滞者の債務者及び連帯保証人の財産保有状況の一斉調査を実施し、強制執行等の準備をしている段階ではある。普段から不動産の処分状況の情報を定期的に入手できる体制を構築することが望まれる。

貸付金回収の優先順位付けを行い、県の人的資源を効率的に活用し早期回収を図ることが望まれる。【意見】

の財務情報や の不動産の処分情報を定期的に入手し分析することで、回収不能のリスクの高い債務者を予測することができる。回収不能のリスクの高い債務者を優先的・重点的に訪問し交渉を行うことで、県の人的資源を効率的に活用し、債権を早期に回収することが望まれる。

延滞後の手続

債務者への債務通知に遅延利息を含めることが望まれる。【意見】

遅延利息については、債務者から徴収している場合としていない場合が見受けられ、その取扱いが統一化されていない。

債務者への債務通知には金銭消費貸借契約書に記載されている遅延利息も別途記載し、遅延すると金利負担が重くなるという意識を持たせ、返済する動機付けに利用することが望まれる。

(4) 中小企業高度化資金貸付金

事業の目的	小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金及び中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金を貸し付け、もって小規模企業者等及び中小企業者の近代化及び高度化を促進することを目的とする。			
貸付対象者	工場、店舗等の集団化、共同化、協業化等により中小企業の体質改善を図ろうとする事業協同組合、企業組合、商店街振興組合等			
資金使途	土地、建物、構築物、設備の取得。(資産として計上されるものに限る)			
貸付条件	金利	1.05% (特別なものは無 利子~4.3%)	償還期間	5~20年 (うち据置 1~5年以内)
	担保	不動産担保等	保証	組合員等の連帯保証
必要提出書類	<p>印鑑証明書 (発行から3月以内のもの) …個人・法人・組合</p> <p>商業登記簿謄本 (最新のもの、変更なければ3年間有効) …法人・組合</p> <p>決算書 (附属明細書添付) (写) (新規申込時2期分・附属明細書は1期分) …個人・法人・組合</p> <p>確定申告書 (写) …個人・法人・組合</p> <p>組合員名簿、組合員役員名簿</p> <p>当該年度の事業計画及び借入最高限度の決議録 (写) …転貸資金の場合は 転貸先一覧表並びに各自の申込書も必要</p> <p>設備設計書</p> <p>見積書・図面 (写) (建物の建築及び機械等の設備の場合)</p> <p>売買契約書 (写)</p> <p>賃貸契約書・家主の承諾書 (写) (最新のもの)</p> <p><担保設定の場合></p> <p>不動産登記簿謄本 (最新のもの)</p> <p>所在図・公図・建物配置図等</p> <p>不動産評価証明書 (最新のもの)</p>			
所轄部署	農水商工部 金融室			
申請窓口	農水商工部 金融室			

過去の事業実績 (単位：千円)	繰越	貸出	回収	不納欠損	繰越	
					残高	うち、 延滞金額
平成13年度	27,929,249	1,448,331	3,116,224	—	26,261,356	2,364,521
平成14年度	26,261,356	418,488	2,231,812	—	24,448,032	2,461,884
平成15年度	24,448,032	65,795	4,071,531	260	20,442,036	2,785,560
平成15年度末の延滞件数					28件	
審査手続に関する指摘及び意見						
① 返済能力に見合った償還期限となるよう融資額を調整することが望まれる。【意見】						2件
② 申請時から貸付実施までに要する時間が長すぎる。【意見】						2件
融資後の手続に関する指摘及び意見						
① 連帯保証人全員の不動産の処分状況等の定期的な把握が望まれる。【意見】						
② 県の決算審査提出資料と貸付金の管理簿集計表との間に、差異があるべきではない。【指摘】						
③ 債務者情報の一元管理の範囲の拡大が望まれる。【意見】(「(5) その他、農水商工部に共通する意見」に記載している。)						
延滞後の手続に関する指摘及び意見						
① 追加融資や償還条件変更は、完済できる計画にもとづくものでなければならない。【指摘】						1件
② 追加融資を行う場合には、貸倒れリスクに応じて追加担保を徴求することが望まれる。【意見】						1件
③ 長期にわたり、回収の目途が立たない場合は、速やかに担保の強制執行等を実施し、回収できない額があれば回収不能額を確定し不納欠損処理をすべきである。【指摘】						7件
④ 債務者への債務通知に遅延利息を含めることが望まれる。【意見】						

中小企業高度化資金貸付金は、都道府県が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「基盤整備機構」という。）と協力して事業計画への診断指導、助言を行うとともに、土地、建物、構築物又は設備に要する資金を長期かつ低利で融資する制度である。

中小企業高度化資金貸付金は、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを郊外へ集団で移転し、工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが代表的な高度化事業であった。これらの事業は、中小企業者の体質強化を図るだけでなく、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献することも意図したものであった。

従って、中小企業の組合が集団化、共同化、協業化、融合化、事業転換といった事業を行うか、第三セクターなどが中小企業者を支援する事業といった中小企業の高度化を意図した政策性が高いものを貸付対象としている。

貸付を行うにあたっては、事前に事業計画について専門家からの診断助言を受け付けることになっており、貸付実施後も診断助言は、随時行われることになっている。

【図表13】 貸付金の延滞発生状況表 （単位：千円）

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S38	41,770	9,020	21.6%
S39	96,594	3,983	4.1%
S40	109,218	—	—
S41	207,306	—	—
S42	171,286	—	—
S43	311,795	—	—
S44	518,362	—	—
S45	562,124	—	—
S46	625,009	—	—
S47	585,082	—	—
S48	569,570	36,400	6.4%
S49	1,053,234	—	—
S50	832,365	—	—
S51	941,747	—	—

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S52	991,018	—	—
S53	1,458,853	—	—
S54	2,446,684	—	—
S55	1,074,384	—	—
S56	696,912	—	—
S57	803,494	—	—
S58	1,030,757	—	—
S59	1,969,203	—	—
S60	2,986,469	1,193,339	40.0%
S61	1,817,130	803,712	44.2%
S62	1,926,130	—	—
S63	1,735,588	209,974	12.1%
H1	1,960,408	574	0.0%
H2	2,597,320	—	—
H3	3,107,855	7,383	0.3%
H4	7,950,691	147,731	4.8%
H5	6,370,856	115,374	1.5%
H6	1,362,803	139,633	2.2%
H7	1,274,027	225	0.0%
H8	4,810,433	24,253	1.9%
H9	2,198,465	40,286	0.8%
H10	1,551,056	44,579	2.0%
H11	398,466	9,091	0.6%
H12	1,673,288	—	—
H13	1,448,331	—	—
H14	418,488	—	—
H15	65,795	—	—
合計	62,750,366	2,785,560	4.4%

注) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。

図表13において、平成4年度から平成8年度に最も貸付が多く、平成14年度以降は

激減している。

【図表14】延滞債権（元金）の回収率別一覧表 （単位：千円）

回収率	件数	件数構成率	延滞額合計
0%	—	—	—
0%超10%以下	4	14.3%	1,895,235
10%超20%以下	1	3.6%	36,400
20%超30%以下	—	—	—
30%超40%以下	1	3.6%	246,280
40%超50%以下	1	3.6%	100,274
50%超60%以下	1	3.6%	3,983
60%超70%以下	—	—	—
70%超80%以下	5	17.9%	255,271
80%超90%以下	7	25.0%	194,838
90%超100%未満	8	28.6%	53,276
合計	28	100.0%	2,785,560

注) 回収率については回収元金÷貸付元金にて計算している。

図表14において、回収率が10%以下の延滞債権が4件、金額ベースでは18億9,523万円であり延滞債権全体の68.0%を占めている。

具体的な指摘及び意見

審査手続

- ① 返済能力に見合った償還期限となるよう融資額を調整することが望まれる。【意見】

延滞先の経営診断資料を閲覧すると、貸付契約の償還期限は申請時の決算書から計算される償還能力より短く設定され、早晚、資金繰りに窮することが予想されるケースがあった。

5年間という書類の保存期限の都合で、全ての延滞債務者の貸付金申請時資料が保存されているわけではなかった。しかし、ある延滞債務者の借入申請時に提出された決算書から、中小企業高度化資金貸付金の融資を実施した場合、利益の増加を見込んでも申請時の借入金の予想償還期間は19.7年と計算されたが、実際

の貸付契約における償還期限は16年となっていた。

中小企業者等の場合、資本が弱小であるため、手元資金が薄く、償還期間が相当長期でないと償還資金が不足しがちになる。償還期限を長くすることについては制度上の上限があるので、返済能力に見合った償還期限となるよう融資額を調整することが望まれる。

② 申請時から貸付実施までに要する時間が長すぎる。【意見】

高度化についての要望を受付けてから、貸付の実施がなされるまで長期間を要しているものがあつた。

延滞債権の代表的な債務者Aの申請からその後の経緯は以下の通りであつた。

【図表15】

年月	経緯
昭和56年9月	建物・設備等の高度化の要望を提出する。
昭和61年4月	13億915万円の高度化資金の融資を受ける。
昭和61年7月	設備更新のため、民間金融機関から1億9,800万円の追加融資を受ける。
(注1)	円高により安価な代替製品の大量輸入が始まる。 製品価格が暴落し、民間金融機関への返済資金繰りが困難となる。 県に無利子融資・利子補給・補助金等を要請する。
平成元年2月	高度化資金の第1回償還金103万円を30万円に減額することが認められる。
平成16年3月	平成16年3月末現在における延滞元金合計は11億8,915万円となる。

注1) 5年間の資料保管期限により一部年月が不明な箇所は記載を省略している。

貸付の申請から実施に長時間を要したため、その間に経済環境が変化し、融資の効果が発現しないままに、債務の延滞が生じてしまった事例である。貸付の実行はスピーディーに実施していくことが望まれる。

融資後の手続

① 連帯保証人全員の不動産の処分状況等の定期的な把握が望まれる。【意見】

延滞発生後、県の担当者は債務者Bの連帯保証人Cの住民票転居地まで訪問したが、所在を確認することができなかつた。その後連帯保証人Cと連絡が取れ、その個人資産を債務者の事業資産とともに競売した。連帯保証人Cは72歳の高齢者であるため、生活は年金によって行われ、それ以上の返済資力は有していないと判断された。一方、別の連帯保証人Dへの催告通知は最初に転居先不明等で

戻ってからは全く実施していなかった。

融資後から債務者だけでなく連帯保証人全員の財産の定期的な聞き取り調査や、必要によっては最新の登記簿謄本の入手を実施し、担保余力を定期的に把握することが望まれる。

県の決算審査提出資料と貸付金の管理簿集計表との間に、差異があるべきではない。【指摘】

決算審査提出資料の延滞金額と農水商工部金融室が作成している貸付事業の「高度化資金償還金収入状況」(貸付金管理簿集計表)の延滞金額とが1,176千円不一致であった。

その差異原因は「決算整理期間中に、経理処理では貸付金の回収として処理をしていたが、集計表では、回収として処理しなかったものと、逆に、集計表では貸付金の回収として処理していたが、経理処理では他の科目の入金扱いとして処理を行った。」ことによる。県の決算審査提出資料と貸付金の管理簿集計表との間に、差異があるべきではない。

延滞後の手続

追加融資や償還条件変更は、完済できる計画にもとづくものでなければならない。【指摘】

債務者Eに対して最初の融資を昭和63年度に実施したが、平成3年度、8年度、11年度と同じ中小企業高度化資金で追加融資を実施していた。しかし、平成12年度に延滞が発生した。

債務者Eは、最後の貸付を申請した時点の決算書を見ると年間償還額を上回るキャッシュ・フローはすでにない状況であった。中小企業高度化資金貸付金の手引に従い、追加融資や償還条件変更は、完済できる計画にもとづくものでなければならない。

追加融資を行う場合には、貸倒れリスクに応じて追加担保を徴求することが望まれる。【意見】

上記の債務者Eは、最後の追加融資を申請した時点で、年間償還額を上回るキャッシュ・フローがなかった。このように借入金の回収が懸念される場合には、リスクに応じて連帯保証人からの追加担保の徴求を図るなど、債権の保全をあらかじめ図ることも望まれる。

- ③ 長期にわたり、回収の目途が立たない場合は、速やかに担保の強制執行等を実施し、回収できない額があれば回収不能額を確定し不納欠損処理をすべきである。

【指摘】

長期間にわたって回収できていない債権のうち、延滞金額（元金）が、5億円以上である先の延滞状況は、平成15年度末現在において以下の通りであった。

【図表16】

	債務者A	債務者F
延滞金額（千円）	1,189,150	557,432
延滞開始	昭和63年度	平成3年度
未回収率	90.8%	95.2%
担保資産	土地、建物、機械装置等	土地、建物、機械装置等

債務者A及び債務者Fのように、延滞発生後10年以上といった長期にわたり、回収の目途が立たない場合は、速やかに担保について強制執行等を実施し、回収できない額があれば回収不能額を確定し不納欠損処理をすべきである。

- ④ 債務者への債務通知に遅延利息を含めることが望まれる。**【意見】**

遅延利息については、債務者から徴収している場合としていない場合が見受けられ、その取扱いが統一されていない。

債務者への債務通知には金銭消費貸借契約書に記載されている遅延利息も別途記載し、遅延すると金利負担が重くなるという意識を持たせ、返済する動機付けに利用することが望まれる。

(5) その他、農水商工部に共通する意見

債務者情報の一元管理の範囲の拡大が望まれる。【意見】

債権管理の観点からは各貸付事業の債務者情報や納税状況等をデータベース化し一元管理を行うことが有効である。しかし、延滞情報の一元化については一部の貸付事業で相互に情報の共有化が図られているものの、その範囲は限られており十分とは言えない。債権管理の有効性を高めるためには、県が利子補給を行っている貸付事業についての債務者情報や債務者の納税情報まで一元管理の範囲を拡大することが望まれる。この点については、個人情報保護法への抵触との関係で拡大は困難との回答を得たが、三重県個人情報保護条令第7条第2項第6号では、個人情報を本人以外から入手できる場合として、「指導、評価、争訟、交渉等の事務で、本人から徴収したのではその目的を達することができない場合」としている。むろん、その場合も本人の事前の同意が前提となる。

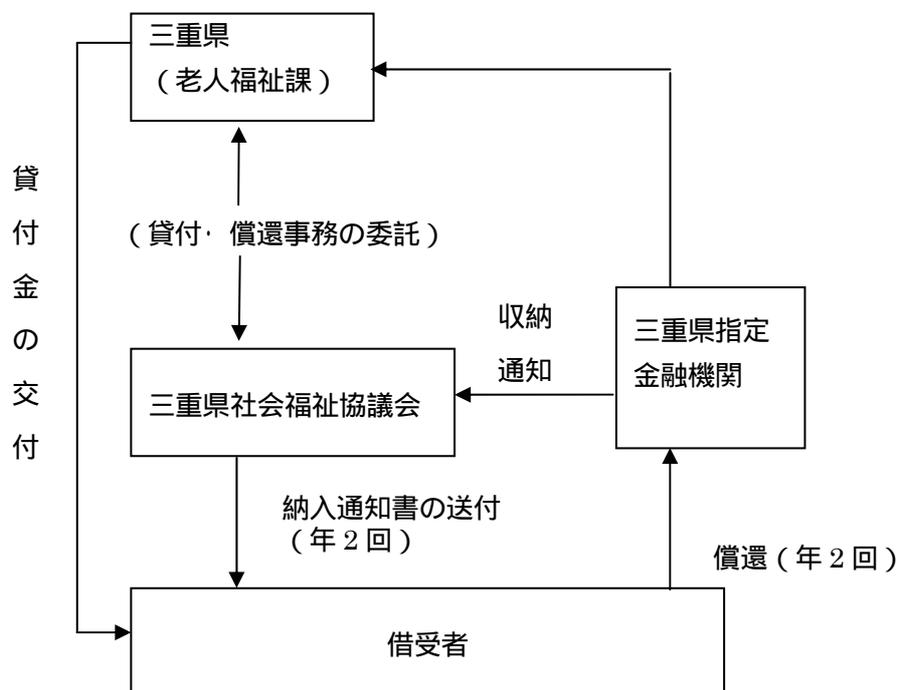
2. 健康福祉部における個別詳細検討結果

(1) 高齢者住宅整備資金貸付金

事業の目的	高齢者が家庭で生活しやすく、またホームヘルパーなどの保健福祉サービスを受けやすくするために住宅を改善する工事資金を低利で貸付ける。						
貸付対象者	県内に居住し、60歳以上の高齢者と同居しているか、または同居しようとする親族で、高齢者のために居室等を増改築または改造することに要する資金が困難な人（親族とは民法第725条に規定する3親等以内の親族とする）。						
資金用途	玄関の改造、風呂場の改造、手すりの設置、台所の改善、トイレの改造、専用居室の増改築、階段用リフトの設置、部屋の間仕切りの改善、床張の改善・高さの改良等（維持補修的なものは除く）。						
貸付条件（平成8年度現在：貸付最終年度）	金利	3.0%	償還期間	10年以内			
	担保	なし	保証	連帯保証人 2人			
	(その他) ▶ 貸付金額の限度…210万円 ▶ 償還方法…元利均等の月賦・半年賦又は年賦 ▶ 遅延利息…年10%						
必要提出書類	貸付申請書、改修工事等計画書、住民票、所得証明書等						
所轄部署	健康福祉部 長寿社会室						
申請窓口	社会福祉協議会						
過去の事業実績 (単位：千円)						繰越	
	繰越	貸出	回収	不納欠損	残高	うち、 延滞金額	
平成13年度	132,932	—	32,679	—	100,252	41,844	
平成14年度	100,252	—	24,905	—	75,347	43,463	
平成15年度	75,347	—	15,484	1,469	58,393	43,441	
平成15年度末の延滞件数					80件		

審査手続に関する指摘及び意見
① 「貸付の申請に関する書類」が保管されていない貸付があった。【指摘】
② 債務者の所得額が無いにもかかわらず、処分可能資産を検討した履歴が見当たらなかった。【指摘】
融資後の手続に関する指摘及び意見
① 「工事の完成に関する書類」として「整備資金増（改）築・改造工事完成届」の無いものがあった。【指摘】
延滞後の手続に関する指摘及び意見
① 「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものがあった。【指摘】
② 各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
③ 「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」等の組織を活用し、効果の上がる未収金徴収の実施が望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
④ 連帯保証人に対する貸付金返済の催告が僅かしか行われていないが、借受人と同様に催告を実施していくことが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑤ 現状では強制執行が実施されていないが、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑥ 金額基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑦ 滞納整理業務について、「緊急地域雇用創出特別基金事業」が平成16年度で終了することから、少なくとも現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑧ 今までは、時効成立以外の不納欠損処理を実施していなかったが、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）

【図表17】貸付金業務フロー



注) 当該「貸付業務フロー」は高齢者住宅整備資金と障害者住宅整備資金に共通のものである。
 なお、老人福祉課とは、現在の長寿社会室のことである。

高齢者住宅整備資金制度は昭和49年度に開始され、平成8年度に廃止されている。各年度の貸付金額及び、それに対する平成15年度末における延滞元金の状況は図表18の通りである。

全体では、延べ約15億円の貸付に対して、平成15年度末現在で約43百万円の延滞元金があり、2.9%の延滞率となっている。また、個別で見ると、延滞元金は制度が開始された昭和49年度の貸付金からも生じており、延滞率も0%から13.3%まで広く分布している。また、償還期限が10年間であるため、今後も平成18年度までは回収期限が到来するごとに延滞金額が増加していくと推測される。

【図表18】貸付金の延滞発生状況表

(単位：千円)

貸付年度	貸付金額	延滞元金	延滞率
S49	20,000	345	1.7%
S50	30,000	469	1.6%
S51	30,000	—	0.0%
S52	36,000	651	1.8%
S53	48,000	2,923	6.1%
S54	68,000	300	0.4%
S55	80,000	3,288	4.1%
S56	88,000	1,369	1.6%
S57	96,800	2,455	2.5%
S58	96,800	4,397	4.5%
S59	96,800	4,148	4.3%
S60	96,800	4,170	4.3%
S61	84,700	209	0.2%
S62	71,390	657	0.9%
S63	65,400	1,965	3.0%
H1	72,000	—	0.0%
H2	71,400	972	1.4%
H3	72,600	329	0.5%
H4	88,500	2,501	2.8%
H5	83,300	7,227	8.7%
H6	50,100	56	0.1%
H7	37,500	4,999	13.3%
H8	15,700	—	0.0%
合計	1,499,790	43,441	2.9%

注) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。

【図表19】延滞債権（元金）の回収率別一覧表

（単位：千円）

回収率（%）	件数	件数構成率	延滞額合計
0%	5	6.3%	4,791
0%超10%以下	5	6.3%	5,785
10%超20%以下	5	6.3%	5,796
20%超30%以下	4	5.0%	3,750
30%超40%以下	10	12.5%	7,677
40%超50%以下	5	6.3%	3,552
50%超60%以下	8	10.0%	3,461
60%超70%以下	5	6.3%	2,063
70%超80%以下	9	11.3%	3,277
80%超90%以下	13	16.3%	2,430
90%超100%未満	11	13.8%	854
合 計	80	100.0%	43,441

注）「回収率」については、回収元金÷回収期限到来金額にて計算している。

上記図表19でわかる通り、貸付金の返済が一回もなされていないものが5件、また、初回の一回しかなされていないものが2件（上記一覧の「0%超10%以下」に含まれている）あり、合計した7件の「件数構成比率」は全体の約8.8%を占め、金額ベースでは7,108千円と全体の約16.4%を占めている。

高齢者住宅整備資金貸付金については、平成15年度末で延滞件数が80件と多数にわたるため、サンプルを抽出して貸付の状況を把握した。サンプルの抽出方法は延滞額が100万円以上の債務者全件（16件）とした（金額ベースのカバー率43.7%、件数ベースのカバー率20%）。

具体的な指摘及び意見

審査手続

- ① 「貸付の申請に関する書類」が保管されていない貸付があった。【指摘】
債務者1名について、整備資金貸付申請書、改築工事計画書、住民票の写し、

所得証明書など、貸付の申請に関する書類一式が保管されていなかった。返済が完了するまでは、当然に保管しておくべきものであり、今後は紛失等のないよう、適切に管理することが必要である。

債務者の所得額が無いにもかかわらず、処分可能資産を検討した履歴が見当たらなかった。【指摘】

債務者の所得額がゼロにもかかわらず貸付けているケースが1件あった。所得が無ければ処分可能資産の状況について把握した上で貸付を行うべきであったが、それを検討している資料は見当たらなかった。

融資後の手続

「工事の完成に関する書類」として「整備資金増（改）築・改造工事完成届」の無いものがあった。【指摘】

「工事の完成に関する書類」として「整備資金増（改）築・改造工事完成届」の無いものが5件あった。「工事の完成に関する書類」は、貸付金が目的使用されたか否かを判断するために必要な書類であり、これが保管されていなければ、貸付金の適切な使用がなされたのか否かが判断できなくなる。したがって、適切に保管すべきであった。

延滞後の手続

「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものがあった。【指摘】

「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものが6件あった。「滞納整理台帳」は貸付金の回収管理に不可欠の書類であり、そこにおける調定額・収納額の適切な記載は、回収督促・情報収集等を行うための基礎となるものである。今後の滞納未収金回収管理を適切に行うために、当該サンプルに限らず全ての「滞納整理台帳」について記載の正確性を点検すべきである。

(2) 障害者住宅整備資金貸付金

事業の目的	障害者及び障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため、必要な経費を貸付け障害者の福祉の増進を図る。					
貸付対象者	県内に居住し、障害者または障害者と同居しようとする親族で、障害者のために居室等を増改築または改造することに要する資金が困難な人。					
資金使途	玄関の改造、風呂場の改造、手すりの設置、台所の改善、トイレの改造、専用居室の増改築、階段用リフトの設置、部屋の間仕切りの改善、床張の改善・高さの改良等（維持補修的なものは除く）。					
貸付条件（平成8年度現在：貸付最終年度）	金利	3.0%	償還期間	10年以内		
	担保	なし	保証	連帯保証人 2人		
	(その他) ▶ 貸付金額の限度…210万円 ▶ 償還方法…元利均等の月賦・半年賦又は年賦 ▶ 遅延利息…年10%					
必要提出書類	貸付申請書、改修工事等計画書、住民票、所得証明書等					
所轄部署	健康福祉部 障害福祉室					
申請窓口	社会福祉協議会					
過去の事業実績 (単位：千円)					繰越	
	繰越	貸出	回収	不納欠損	残高	うち、 延滞金額
平成13年度	59,426	—	12,352	—	47,074	29,173
平成14年度	47,074	—	11,286	—	35,787	24,100
平成15年度	35,787	—	6,872	—	28,914	23,634
平成15年度末の延滞件数					33件	
審査手続に関する指摘及び意見						
① 「貸付けの申請に関する書類」について「所得証明」の代わりに「納税証明」が添付されているものがあった（「三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例施行規則」の規定と異なる）。【指摘】						
② 「障害者住宅整備資金借用書」に押印されている連帯保証人の印と「印鑑登録証明書」の印とで異なるものがあった。【指摘】						

融資後の手続に関する指摘及び意見
特記事項無し。
延滞後の手続に関する指摘及び意見
① 「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものがあつた。【指摘】
② 平成15年度において「年間未収金整理実施計画報告書」が作成されていなかった。【指摘】
③ 各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。【意見】 （「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
④ 「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」等の組織を活用し、効果の上がる未収金徴収の実施が望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑤ 連帯保証人に対する貸付金返済の催告が僅かしか行われていないが、借受人と同様に催告を実施していくことが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑥ 現状では強制執行が実施されていないが、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑦ 金額基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑧ 滞納整理業務について、「緊急地域雇用創出特別基金事業」が平成16年度で終了することから、少なくとも現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）
⑨ 今までは、時効成立以外の不納欠損処理を実施していなかったが、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している）

障害者住宅整備資金制度は昭和55年度に開始され、平成8年度に貸付業務は廃止されている。各年度の貸付金額及び、それに対する平成15年度末における延滞元金の状況は図表20の通りである。

全体では、延べ約4億円の貸付に対して、平成15年度末現在で約24百万円の延滞元金があり、5.9%の延滞率となっている。また、個別で見ると、延滞元金は制度が開始されて間もない昭和56年度の貸付金からも生じており、延滞率も0%から23.6%まで広く分布している。

【図表20】 貸付金の延滞発生状況表

(単位：千円)

貸付年度	貸付金額	延納元金	延滞率
S55	10,000	—	0.0%
S56	22,000	171	0.8%
S57	24,200	1,930	8.0%
S58	24,200	1,511	6.2%
S59	24,200	2,029	8.4%
S60	24,200	660	2.7%
S61	30,250	2,647	8.8%
S62	20,570	434	2.1%
S63	21,780	—	0.0%
H1	30,600	5,401	17.7%
H2	31,200	1,931	6.2%
H3	31,200	1,817	5.8%
H4	35,100	638	1.8%
H5	34,500	—	0.0%
H6	16,000	3,783	23.6%
H7	8,800	676	7.7%
H8	13,200	—	0.0%
合計	402,000	23,634	5.9%

注) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。

【図表21】延滞債権（元金）の回収率別一覧表

（単位：千円）

回収率（%）	件数	件数構成率	延滞額合計
0%	0	—	—
0%超10%以下	2	6.1%	1,783
10%超20%以下	2	6.1%	2,647
20%超30%以下	5	15.2%	5,055
30%超40%以下	4	12.1%	4,456
40%超50%以下	3	9.1%	2,577
50%超60%以下	3	9.1%	2,469
60%超70%以下	6	18.2%	2,799
70%超80%以下	2	6.1%	781
80%超90%以下	5	15.2%	1,011
90%超100%未満	1	3.0%	50
合計	33	100.0%	23,634

注) 「回収率」については、回収元金÷回収期限到来金額にて計算している。

上記の図表21において「回収率10%以下」の債務者に関しては2件となっており、また、返済回数が0回ないし、初回の1回のみ債務者は障害者住宅整備資金貸付金に関してはいなかった。

障害者住宅整備資金貸付金については、平成15年度末で延滞件数が33件と多数にわたるため、サンプルを抽出して貸付の状況を把握した。サンプルの抽出方法は延滞額が100万円以上の債務者全件（13件）とした（金額ベースのカバー率61.2%、件数ベースのカバー率39.4%）

具体的な指摘及び意見

審査手続

- ① 「貸付けの申請に関する書類」について「所得証明」の代わりに「納税証明」が添付されているものがあつた（「三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例施行規則」の規定と異なる）。【指摘】

「貸付けの申請に関する書類」について「所得証明」の代わりに「納税証明」が添付されているものが1件あつたが、これは「三重県高齢者住宅整備資金及び

「障害者住宅整備資金貸付条例施行規則」の規定と異なるものである。

「納税証明」は納税額の証明をするものであり、直接的に所得額の証明を行うものではない。また、「三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例施行規則」の規定では、整備資金貸付申請書の添付書類として「三 申請者の前年の所得の額についての市町村長の証明書」と明確に記載されており、これと異なる取り扱いをしたことになる。

「障害者住宅整備資金借用書」に押印されている連帯保証人の印と「印鑑登録証明書」の印とで異なるものがあった。【指摘】

「障害者住宅整備資金借用書」に押印されている連帯保証人の印と「印鑑登録証明書」の印とで異なるものが1件あった。「障害者住宅整備資金借用書」に押印されている連帯保証人の印と「印鑑登録証明書」の印とで異なるということは、借用書に記載されている連帯保証人が、本当に連帯保証をしているのかが疑わしいことになる。借用書について印鑑登録証明書と一致していないものは受理すべきではなかった。

延滞後の手続

「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものがあった。【指摘】

「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものが1件あった。「滞納整理台帳」は貸付金の回収管理に不可欠の書類であり、そこにおける調定額、収納額の適切な記載は、回収督促、情報収集等を行うための基礎となるものである。今後の延滞債権回収管理を適切に行うために、当該サンプルに限らず全ての「滞納整理台帳」について記載の正確性を点検すべきである。

平成15年度において「年間未収金整理実施計画報告書」が作成されていなかった。【指摘】

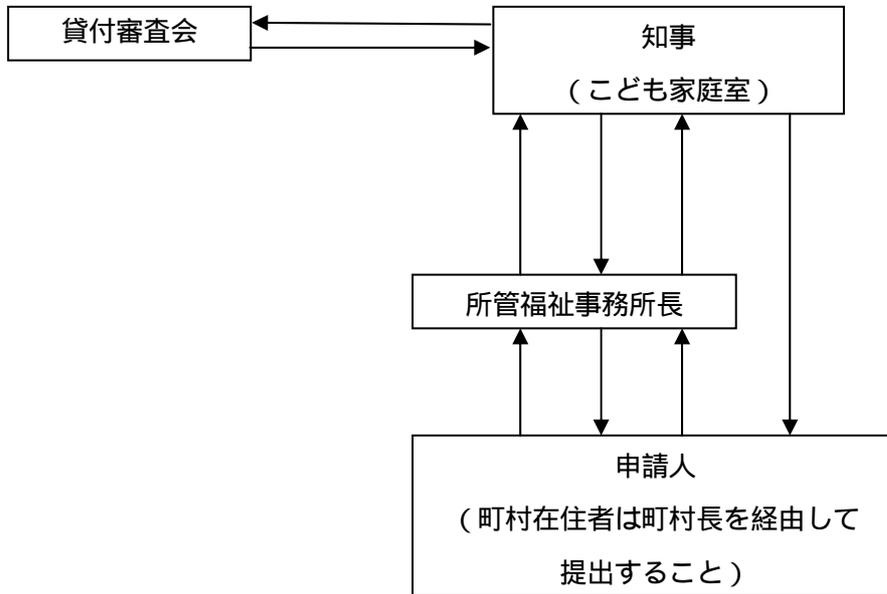
「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」第17条にて「各推進機構は、次に掲げる報告書を健康福祉部所掌未収金対策連絡会議長に報告しなければならない。」と規定され、その「報告書」として「年間未収金整理実施計画報告書」「年間未収金整理実施結果報告書」が含まれているが、平成15年度において「年間未収金整理実施計画報告書」が作成されていなかった。当該報告書は、延滞債権の徴収管理を計画的に実施するために必要不可欠のものであり、今後は適切に作成し、それに基づいて適切な徴収管理を実施すべきである。

(3) 母子及び寡婦福祉資金貸付金

事業の目的	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦の経済的な不安を軽減するため、資金を貸付けることにより、経済的安定と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する。					
貸付対象者	県内在住の母子家庭の母、寡婦、母子福祉団体等。					
資金使途	事業開始、事業継続、修学、就職支度、生活、住宅、転宅、医療介護、就学支度、結婚、修業、技能習得、特例児童扶養に関するもの					
貸付条件（平成15年現在）	金利	使途により異なる（0%、3%）	償還期間	使途により異なる（3年～10年）		
	担保	なし	保証	連帯保証人 1人		
必要提出書類	貸付申請書、貸付申請者調書、戸籍謄本、住民票、所得証明書等					
所轄部署	健康福祉部 こども家庭室					
申請窓口	県または市町村の福祉事務所					
過去の事業実績 （単位：千円）					繰越	
	繰越	貸出	回収	不納欠損	残高	うち、延滞金額
平成13年度	1,600,523	244,725	178,854	—	1,666,394	248,495
平成14年度	1,666,394	241,894	176,158	—	1,732,130	272,976
平成15年度	1,732,130	240,213	176,873	—	1,795,470	298,818
平成15年度末の延滞件数（償還回数ベース）					41,486件	
平成15年度末の延滞件数（貸付契約ベース）					1,083件	
審査手続に関する指摘及び意見						
① 「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」にて申請書に「添付すべき」とされている書類について、貸付申請書に添付されていないものがあった。【指摘】						
② 金融機関届に金融機関の証明（印）の無いものがあった。【指摘】						
③ 「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」における「再貸付」の規定に反する貸付があった。【指摘】						

融資後の手続に関する指摘及び意見
① 連帯保証人が貸付申請時から変更されているにもかかわらず、変更のための書類が添付されていなかったものがあった。【指摘】
延滞後の手続に関する指摘及び意見
① 各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)
② 「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」等の組織を活用し、効果の上がる未収金徴収の実施が望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)
③ 連帯保証人に対する貸付金返済の催告が僅かしか行われていないが、借受人と同様に催告を実施していくことが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)
④ 現状では強制執行が実施されていないが、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)
⑤ 金額基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)
⑥ 滞納整理業務について、「緊急地域雇用創出特別基金事業」が平成16年度で終了することから、少なくとも現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)
⑦ 今までは、時効成立以外の不納欠損処理を実施していなかったが、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することが望まれる。【意見】（「(4) その他、健康福祉部に共通する意見」にて記載している)

【図表22】貸付金業務フロー



[書類等の流れ]

申請書類

申請書類 (調査書、意見書 添付)

審査 (書面審査)

決定

貸付決定 (不承認) 通知書

借用書及び印鑑登録証明書

貸付金の交付 (銀行口座へ)

母子寡婦福祉資金は、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子及び寡婦世帯に対して、生活の安定と向上のために必要な措置を講ずることにより、母子家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、各種資金を無利子または低利（年3%）で貸付ける制度である。

また、当該資金は母子及び寡婦福祉法に基づき、特別会計で運営されている。この特別会計においては、一般会計からの繰入金、国からの借入金、福祉資金貸付金の償還金を主な歳入とし、福祉資金貸付金をもってその主な歳出とする。

国は、都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で、当該都道府県に貸付けるものとする。

都道府県は、福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における福祉資金貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた福祉資金貸付金の償還金の額に、それぞれ下記の第1号に掲げる金額の第2号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額の合計額を、国に償還しなければならない。

1. 国からの借入金の総額（第2項及び第4項の規定により国に償還した金額を除く。）
2. 前号に掲げる額と当該都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額（前項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。）との合計額

母子寡婦福祉資金については、平成15年度末で延滞件数が貸付契約ベースで1,083件と多数にわたるため、サンプルを抽出して貸付の状況を把握した。サンプルの抽出方法は、つぎの通りである。（金額ベースのカバー率10.9%、件数ベースのカバー率18.5%）

- (ア) 全体の中から金額の大きいものを100件選びその中から「資金種別」の異なる単位で一番大きいものを抽出。
- (イ) さらに、その100件の中で金額の大きいものから順に選んで(ア)と合わせて20件になるように抽出。

【図表23】 貸付年度別貸付額内訳表

(単位：千円)

貸付年度	貸付金額	備考 (H15から何年前か)
S28~S48	630,084	30年超~
S49~S53	611,026	25年超~30年以内
S54~S58	1,322,763	20年超~25年以内
S59~S63	1,187,412	15年超~20年以内
H1~H5	1,051,459	10年超~15年以内
H6~H10	1,071,325	5年超~10年以内
H11~H15	1,238,866	0年超~5年以内
合 計	7,112,937	

注) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。
 当該表は「母子寡婦福祉資金貸付金状況表」のデータを加工して作成している。

【図表24】 貸付年度別未償還額内訳表

(単位：千円)

貸付年度	件数	未償還額 (元金・利息込)	備考 (H15から何年前か)
S28~S48	75	132	30年超~
S49~S53	938	7,893	25年超~30年以内
S54~S58	5,425	52,145	20年超~25年以内
S59~S63	7,041	53,298	15年超~20年以内
H1~H5	11,239	75,731	10年超~15年以内
H6~H10	13,925	99,887	5年超~10年以内
H11~H15	2,843	19,802	0年超~5年以内
合 計	41,486	308,890	

注) 当該表の「貸付年度」欄に記載されている「S」は昭和、「H」は平成を表す。
 当該表は「母子寡婦 未償還額状況表」データを加工して作成しており、当該状況表にて「元金」のみのデータが無かったため、「未償還額」は元金・利息込で表示している。

[延滞率の計算]

母子寡婦福祉資金貸付金制度の開設以来の延滞率を下記の方法で計算したところ、3.8%と推定された。

前提

当該貸付金制度では貸付のメニューが多岐にわたること、また、「母子寡婦未償還額状況表」のデータが元利合計となっていることから、直接的に延滞率の算定ができないため、下記の方法で概算率を計算した。

計算方法

平均的な据置期間・償還期間を考慮し（据置期間等に関しては償還が開始されていないため）、平成15年度から起算して10年以上前（平成5年以前）に貸付けたものを対象として計算した。

当該貸付金の累計を「母子寡婦福祉資金貸付状況表」から4,802,745千円と求めた（A）。

加重平均利子率を「母子寡婦福祉資金貸付状況表」の元金累計と利子累計から4.56%（B）と計算した。

図表24から平成5年以前の貸付金の未償還額を189,201千円（C）と算出した。

（C）に（B）を考慮し、（C）に対応する元金を180,949千円（D）と算出した。

（A）に対する（D）の割合を計算し、概算延滞率3.8%を算出した。

母子寡婦福祉資金は平成15年度末で延滞件数が1,083件と多数にわたるため、下記図表25の通りサンプルを抽出して回収率の状況を把握した（件数ベースのカバー率3.0%）。サンプルは、「母子寡婦未償還状況表」（未償還貸付金に関する貸付番号別明細）のデータを貸付年度順に並べ、サンプル数が全体の3%（32件）になるように上から33件ごとの等間隔で抽出した。

【図表25】延滞債権（元金）の回収率別一覧表（サンプルベース）

回収率（%）	件数	件数構成率
0%	6	18.8%
0%超10%以下	7	21.9%
10%超20%以下	3	9.4%
20%超30%以下	3	9.4%
30%超40%以下	3	9.4%
40%超50%以下	1	3.1%
50%超60%以下	0	0.0%
60%超70%以下	3	9.4%
70%超80%以下	2	6.3%
80%超90%以下	1	3.1%
90%超100%未満	3	9.4%
合計	32	100.0%

注) 「回収率」については、回収元金÷回収期限到来金額にて計算している。

上記図表25でわかる通り、貸付金の返済が一回もなされていない貸付金が6件ありサンプル全体の18.8%を占めている。延滞債権全体の件数に単純に置き換えると203件、金額ベースでは58,071千円になり、かなりのボリュームになる。また、「0%超10%以下」のなかでも、「120回の回収予定回数のうち2回しか返済をしていないもの」など、3.3%未満の回収率の貸付金が3件あるなど、かなり回収状況が悪いものと思われる。

具体的な指摘及び意見

審査手続

- ① 「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」にて申請書に「添付すべき」とされている書類について、貸付申請書に添付されていないものがあった。【指摘】

「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」にて申請書に「添付すべき書類」として規定されているもの（貸付申請に必要な書類で「各種資金共通」のもの）について、下記の図表26の通り貸付申請書に添付されていないものがあった。

【図表26】

書類名	件数
母子福祉資金貸付申請者調書	1
住民票	6
戸籍謄本	3
証明書（注）	2
母子及び寡婦福祉資金の送金先金融機関届	3

注) 申請者が法第6条に該当するものであることを市町村長等が証明するもの。

② 金融機関届に金融機関の証明（印）の無いものがあった。【指摘】

金融機関届に金融機関の証明（印）の無いものが1件あった。「送金先金融機関届」は債務者本人が適切に金融機関に口座を開設したことを確認するための書類であり、「送金先金融機関届」に当該金融機関の証明印のないものは、当該確認のできないまま貸付を行ってしまったことになる。今後は、必ず証明印の確認を行った後に貸付を行うべきである。

③ 「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」における「再貸付」の規定に反する貸付があった。【指摘】

「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」にて、「再貸付（同種の資金で、既に貸付けた貸付金と目的を同じくし、既に貸付けた貸付金の償還が終了する以前に新たな貸付を行うこと。）は、次の全ての事項に該当する場合に限る。」と規定されており、「次の全ての場合」とは下記の3つの項目である。

- (a) 災害等を受けた場合又は当該世帯の自立更生を促進するため、特に必要があると認められる場合。
- (b) 既に貸付けた貸付金の償還未済額と、さらに貸付を受けようとする金額の合計額が、当該資金の貸付限度以内であるとき。
ただし、生活資金（離職し、職業に就くことができない時の場合）の貸付期間は1年を上限とする。
- (c) 別に貸付けた貸付金（既に貸付けた貸付金を含む）の償還に滞納がない場合。

このうちの(c)に抵触する貸付金が、下記の図表27の通り6件存在した。
 今後は審査手続きの際に、上記の規定を遵守して貸付を行うべきである。

【図表27】

(単位：千円)

債務者	区分	資金種別	貸付年月	未償還額	規定外貸付残高
A	母子	事業開始資金	S55.07	761	1,112
	母子	修学資金(大学)	S58.04	1,112	
B	母子	事業継続資金	S55.09	597	1,957
	母子	事業開始資金	S60.12	1,957	
C	母子	事業継続資金	H07.05	1,248	132
	母子	修学資金(高校)	H09.07	132	
D	母子	住宅資金	S62.12	754	316
	母子	修学資金(高校)	H02.04	313	
	母子	就学支度資金	H02.05	27	
E	母子	事業開始資金	S53.01	153	241
	母子	就業資金	H02.04	241	
F	母子	住宅資金	S53.09	207	491
	母子	就学資金(高校)	S55.05	491	

注) 上記表において各債務者につき網掛け□の部分の規定に反する貸付であり、その上段の貸付が、最初に滞納になったものである。

融資後の手続

- ① 連帯保証人が貸付申請時から変更されているにもかかわらず、変更のための書類が添付されていなかったものがあった。【指摘】

連帯保証人が貸付申請時から変更されているにもかかわらず、変更のための書類が添付されていなかったものが1件あった。物的担保を要求しない当該貸付金制度において、人的担保である連帯保証人は債権回収上重要な位置を占めるものであり、この連帯保証人を変更するに当たっては「連帯保証人変更届」にて、申請手続きを行い、所定の承認を受けた後に変更すべきである。しかるに、このケースでは、それらの一連の手続きが行われたことがわかるような書類が保管されていなかった。今後は適切に処理されるべきである。

(4) その他、健康福祉部に共通する意見

各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。【意見】

「高齢者住宅整備資金貸付金」「障害者住宅整備資金貸付金」に関しては「三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例」第4条4項にて、「延滞利息は、延滞金額につき年10%とする。」と規定されており、また、「母子及び寡婦福祉資金貸付金」に関しては借用書において「違約金」の項目で「支払期日に償還金を納付しなかった場合には、延滞元利金額につき、年10.75%の割合で違約金を納付します。」と記載されており、それぞれ延滞利息を付すことになっているが、実際には全く延滞金利が計算されてない。延滞金利は延滞に対するペナルティーであり、遅延すると金利負担が重くなるという意識を持たせるよう、各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。

「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」等の組織を活用し、効果の上がる未収金徴収の実施が望まれる。【意見】

健康福祉部では、「健康福祉部所掌未収金対策基本方針」を定め、未収金対策の推進体制として、未収金の未然防止と発生債権の回収方法等を検討し、所要の方策を健康福祉部長に協議のうえ決定、実施指導する機関として「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」(以下、「連絡会議」という。)を設置することとしている。また、連絡会議の下で、同会議の所掌事項について詳細に検討するため「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議幹事会」(以下、「幹事会」という。)を設置することとしている。

しかし、実際には当該二つの機関は常設で活動するものではなく、いままでほとんど機能していない。

そして、連絡会議の下で、同会議の決定した方策を実施し、徴収管理事務を推進するため、本庁又は地域機関毎に「徴収管理事務推進機構」(以下、「推進機構」という。)を設置している。推進機構は、実施計画の策定、職員への周知及び連絡指導調整等の進行管理等を行い、また、それぞれ関連した未収金について相互の連絡調整を実施するため、必要により合同の委員会または情報交換会を開催することになっている。しかし、実際は職員の未収金徴収に関する本来業務との区別がつかず、組織としての体裁になっていない。

これら、「連絡会議」「幹事会」「推進機構」を活用し、組織的に、効果の上が

る未収金徴収を実施することが望まれる。

連帯保証人に対する貸付金返済の催告が僅かしか行われていないが、借受人と同様に催告を実施していくことが望まれる。【意見】

連帯保証人に対して貸付金返済の催告をしている例も僅かにはあるが、全ての連帯保証人に対して定常的に実施しているわけではない。連帯保証人に対して、貸付金の返済を求めることは、法律上なにも問題が無く、債権回収の有効な手段であることから、これからは借受人とともに連帯保証人に対しても貸付金返済の催告を実施していくことが望まれる。

現状では強制執行が実施されていないが、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。【意見】

「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」にて「悪質な債務者に対しては、必要に応じて滞納処分または強制執行の実施を検討するものとする。」と記載されているが、いまだかつて、一回も強制執行を実施していない。

確かに、債務者のうち保健福祉施策対象の弱者が大半であることは事実ではあるが、「強制執行」は悪質な債務者から資金を回収するための有効な手段であり、借入金の返済を適切に行っている誠実な債務者との公平あるいは誠実に税金を納付している一般の県民との社会的公平を考慮して、強制執行を状況に応じて実施すべきではないかと考える（極力、債務者の理解のもとで徴収を図ることに努め、推進機構の慎重な調査により厳格に行うべきである）。

この場合、「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」にて「悪質な債務者」について定義をしていないことが問題になる。すなわち、どのような債務者が「悪質」なのかの判断基準が示されなければ、強制執行の手段に訴えにくくなる。

「高齢者住宅整備資金貸付金」の場合、80件の滞納件数中、全く返済の無い債務者が5件と6.3%を占め、また「母子及び寡婦福祉資金貸付金」の場合、同様に全く返済の無い債務者がサンプルベースではあるが全体の18.8%を占めている。

例えば、このような債務者を「悪質な債務者」と定義するなど、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。

金額基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。【意見】

現状では、債権の管理的業務は担当職員が行っているが、電話督促等は嘱託職員2名が中心となって行っており、限られた人員で健康福祉部の貸付金の滞納整

理が実施されている。したがって、効率的に債権回収業務を行わなければ効果は上がらないため、滞納整理の重点化を図る必要がある。これには、金額基準あるいは滞納年数基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。

滞納整理業務について、「緊急地域雇用創出特別基金事業」が平成16年度で終了することから、少なくとも現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。【意見】

現在、貸付金の滞納整理は実質上「緊急地域雇用創出特別基金事業」により雇用した嘱託職員が中心となって行っている。この制度は、国が都道府県に対して「緊急地域雇用創出特別交付金」を交付して基金を造成し、各地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門において緊急かつ臨時的な雇用や就業機会を創り出す制度である。この制度も平成16年度で終了することから、滞納整理業務に関して、平成17年度以降においても嘱託職員の雇用について対応するなど、少なくとも現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。

今までは、時効成立以外の不納欠損処理を実施していなかったが、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することが望まれる。【意見】

時効成立以外の不納欠損処理を今までは実施していなかった。「不納欠損処分は、県の債権を消滅させる重大な行政処分であることから、当該処理に当たっては、特に慎重を期し、その資力状況の調査は徹底して行わなければならない」（健康福祉部未収金徴収事務の手引き）が、私法上の債権について、「貸付償還金の時効については、民法第145条の規定により債務者による時効の援用が必要とされているが、所在不明者の場合の取り扱い」は「債務者がその援用する見込みがあるものとみなして取り扱って差し支えない。なお、みなし消滅整理する場合は、官公署の不在証明等の書類を作成しておく必要がある。」（母子・寡婦福祉資金貸付制度の運用上の疑義回答集について 昭和54年8月2日 児福第20号 厚生省児童家庭局母子福祉課長通知）とされており、所在不明者については回収可能性を見極め、積極的に不納欠損処理をすべきである。回収可能性のきわめて低い所在不明者に対する貸付金を正常債権として位置づけて管理していることは、県民に対する説明責任の観点からは不適切であり、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することのものである。